

令和7年度 県立加茂高等学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の目的

- (1) 本校の部活動は、学校教育活動の一環として実施する。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとし、スポーツや文化に親しみ、互いに協力し合って友情を深め、思いやりや責任感を育成する。
- (3) 心身を鍛え、自らの目標に向かって粘り強く挑戦し続けるたくましさを育てる。
- (4) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

【運動部】

体操部(男女)、卓球部(男女)、野球部、バレーボール部(男女)、バスケットボール部(男)
陸上競技部(男女)、サッカー部、バドミントン部(男女)

【文化部】

吹奏楽部、茶道・華道部、美術部、箏曲部、ボランティア部、家庭部、演劇部

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日2時間 週休日等 3時間程度

(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3時間程度

(練習試合や大会等を除く)

- ② 休養日 平日1日以上、週休日等1日以上、週2日以上とする。

別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。